

●香川県告示第21号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成22年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 高松港港湾隣接地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日6	基点第1号から94度48分23秒に引いた線、基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線及び基点第6号から94度28分46秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から124度27分04秒、1,256.46メートル、高松市朝日6丁目584の表示杭
第2号	基点第1号から4度28分45秒、614.92メートル、高松市朝日6丁目584の表示杭
第3号	基点第2号から94度14分56秒、215.61メートル、高松市朝日6丁目586の表示杭
第4号	基点第3号から184度31分04秒、238.95メートル、高松市朝日6丁目586の表示杭
第5号	基点第4号から94度29分02秒、201.26メートル、高松市朝日6丁目586の表示杭
第6号	基点第5号から184度29分55秒、374.22メートル、高松市朝日6丁目580の表示杭